第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅰの符号中「$W_{15}=0.966$」を「$W_{15}=0.965$」に、「$W_{16}=1.011$」を「$W_{16}=1.012$」に、「$Y_{15}=0.966$」を「$Y_{15}=0.965$」に、「$Y_{16}=1.011$」を「$Y_{16}=1.012$」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号Y_{17}中「0.586」を「0.581」に、「1.103」を「1.105」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号Y_{18}中「0.632」を「0.628」に、「1.103」を「1.105」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号Y_{19}中「0.621」を「0.616」に、「1.126」を「1.116」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号Y_{20}中「0.655」を「0.651」に、「0.851」を「0.849」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号Y_{21}中「0.563」を「0.570」に、「0.724」を「0.721」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号Y_{22}ア中「0.149」を「0.547」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号Y_{22}イ中「0.149」を「0.709」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号中「$AA_{15}=0.966$」を「$AA_{15}=0.965$」に、「$AA_{16}=1.011$」を「$AA_{16}=1.012$」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AA_{17}中「0.586」を「0.581」に、「1.103」を「1.105」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AA_{18}中「0.632」を「0.628」に、「1.103」を「1.105」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AA_{19}中「0.621」を「0.616」に、「1.126」を「1.116」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AA_{20}中「0.655」を「0.651」に、「0.851」を「0.849」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AA_{21}中「0.563」を「0.570」に、「0.724」を「0.721」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AA_{22}ア中「0.149」を「0.547」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AA_{22}イ中「0.149」を「0.709」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AA_{23}中「0.126」を「0.128」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AA_{24}中「0.092」を「0.093」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AA_{24}の次に次のように加える。

AA_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.093
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.093

第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅰの符号AC_{18}中「0.039」を「0.038」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AC_{20}中「0.023」を「0.022」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AC_{22}ア中「0.005」を「0.019」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AC_{22}イ中「0.005」を「0.024」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AC_{24}の次に次のように加える。

AC_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.003
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.003

第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅰの符号AE_{18}中「0.028」を「0.027」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AE_{19}中「0.027」を「0.026」に、「0.049」を「0.048」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AE_{20}中「0.037」を「0.036」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AE_{21}中「0.025」を「0.024」に、「0.032」を「0.031」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AE_{22}ア中「0.007」を「0.023」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AE_{22}イ中「0.007」を「0.031」に改め、同号人口の算式Ⅰの符号AE_{24}の次に次のように加える。

AE_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.004
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.004

第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱを次のように改める。

算式Ⅱ	$\sum_{n=11}^{13}(B_n\times C_n)+\sum_{n=14}^{25}(D_n\times E_n)+\sum_{n=17}^{25}(F_n\times G_n)+\sum_{n=14}^{25}(H_n\times I_n)+\sum_{n=21}^{25}(J_n\times K_n)+\sum_{n=14}^{17}(L_n\times M_n)+\sum_{n=9}^{25}(N_n\times O_n)+\sum_{n=12}^{21}(P_n\times Q_n)+R\times 0.5+S\times 0.267+T\times 0.267+U\times 0.267+\sum_{n=12}^{13}(V_n\times W_n)+\sum_{n=12}^{13}(X_n\times Y_n)+\sum_{n=12}^{13}(Z_n\times AA_n)+\sum_{n=12}^{13}(AB_n\times AC_n)+\sum_{n=16}^{25}(AD_n\times AE_n)+\sum_{n=18}^{22}(AF_n\times AG_n)+\sum_{n=17}^{22}(AH_n\times AI_n)+\sum_{n=19}^{24}(AJ_n\times AK_n)+\sum_{n=21}^{23}(AL_n\times AM_n)+\sum_{n=21}^{23}(AN_n\times AO_n)+\sum_{n=24}^{25}(AP_n\times AQ_n)+\sum_{n=24}^{25}(AR_n\times AS_n)$ 1,890円×A

第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号中「$C_{12}=0.042$」を「$C_{12}=0.041$」に、「$C_{13}=0.042$」を「$C_{13}=0.041$」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号E_{17}中「0.029」を「0.028」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号E_{22}ア中「0.004」を「0.014」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号E_{22}イ中「0.004」を「0.018」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号E_{24}の次に次のように加える。

E_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.003
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.002

第十二条第五項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号G_{17}中「0.048」を「0.047」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号G_{19}中「0.027」を「0.026」に、「0.049」を「0.048」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号G_{20}中「0.037」を「0.036」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号G_{21}中「0.025」を「0.024」に、「0.032」を「0.031」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号G_{22}ア中「0.007」を「0.023」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号G_{24}の次に次のように加える。

G_{25}	ア　平成25年度市場公募都市に係るもの	0.004
	イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.004